

身体障がい者等用駐車施設利用証制度

～県民の皆様のご理解とご協力をお願いします～

この制度は、公共施設やスーパーなどに設置されている障がい者等のための駐車スペースを適正にご利用いただくため、対象となる方々（裏面参照）に利用証を交付することで、必要とする方々のための駐車スペースを確保するものです。

制度にご協力いただいている施設には、左下の案内表示があります。

この案内表示が目印です

《利用証》

- ・障がい者等用（緑）
- ・妊産婦、けが又は病気等用（橙）

身体障がい者等用駐車施設



この施設は、障がいや難病、妊産婦、高齢、けがの方などで、**身体障がい者等用駐車施設利用証**をお持ちの方が利用できます。

山形県



- 利用証を車に掲示して駐車します。
- 同制度を実施している他県でも、この利用証をお使いいただけます。（近隣では、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、群馬県及び栃木県等）

「利用証」の対象者

- ① 身体障がい者のうち歩行困難な方（障がいの区分、等級により対象者を設定）
- ② 高齢により歩行が困難な方（介護保険の「要介護度1」以上の方）
- ③ 知的障がい者のうち歩行困難な方（療育手帳の障がい程度「A」の方）
- ④ 難病により歩行困難な方（特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者）
- ⑤ 妊産婦（妊娠7か月から産後1年まで）

※産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができます。

- ⑥ けがや病気により歩行困難な方（1年未満で車いす、杖等の使用期間）

「利用証」の交付窓口

※郵送による申請も可能です。
※交付手数料は無料です。

- 県庁 地域福祉推進課 ☎ 023-630-2268
〒990-8570 山形市松波 2-8-1
- 村山保健所 地域健康福祉課 ☎ 023-627-1143
〒990-0031 山形市十日町 1-6-6
※山形市鉄砲町の村山総合支庁（本庁舎）では交付しておりません
- 最上総合支庁 地域健康福祉課 ☎ 0233-29-1277
〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
- 置賜総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0238-26-6031
〒992-0012 米沢市金池 7-1-50
- 庄内総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0235-66-2174
〒997-1392 東田川郡三川町横山字袖東 19-1

申請に必要な書類は？

	必要書類
身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・身体障害者手帳の写し (氏名、現住所、障害名及び等級が記載された箇所)
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・療育手帳の写し(氏名、現住所、障害の程度が記載された箇所)
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・介護保険被保険者証の写し(氏名、現住所、要介護状態区分が記載された箇所)
難病者	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は 特定疾患医療受給者証の写し(氏名、現住所、受給者番号、 疾病名が記載された箇所)
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・母子手帳の写し(表紙、P4の分娩予定日が記載された箇所)
けが又は病気の方	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・診断書の写し(任意様式) ・身分証明書(運転免許証等)の写し

※ 来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。



この制度が適切に運用されるためには、
県民の皆さんのゆずりあいと思いやりの気持ちが大切になります。
障がいをお持ちの方なども安心して
快適に暮らしていける社会の実現を目指しましょう。



問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

山形県健康福祉部地域福祉推進課 地域福祉担当

☎ 023-630-2268 FAX 023-632-8176